## 平成29年5月定例教育委員会会議

会 議 録

平成29年5月23日開催

## 会 議 録

開	催日	時	平成 2 9 年 5 月 2 3 日 (火) 午後 3 時 開会 午後 4 時 1 1 分 閉会
場		所	旭川市教育委員会 会議室
	教 育及び 勢	長員	教育長 赤岡 昌弘,嶽縣賭 滝山 義之,委 員 杉山 信治 委 員 近藤 美保,委 員 本田 哲嗣
出席者	事説明務	月員	学校教育部長 野﨑 幸宏 社会教育部長 大鷹 明学校教育部次長 前田 聡 社会教育部次長 松田 嗣敏学校教育部次長 田上 和敏 社会教育課長 樽井 里美学校教育部次長 山川 俊巳 中央図書館長 杉山 一彦学校教育部次長 林上 敦裕 文化ホール担当課長 八木 治樹教育指導課主幹 菅藤 真由美教職員担当課長 佐々木 康成
	局 事 移 職	务 局 員	教育政策課主査       中村 星子         教育政策課       阿部 由里夏         同       髙野 由布紀
傍	聴	者	1 人
公	開・非公開	の別	一部非公開
会	議、次	第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 平成30年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について ・議案第2号 旭川市教科書調査委員会調査委員の任命について ・議案第3号 旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選考委員会委員の委嘱について ・報告第1号 平成29年度一般会計予算の補正(臨時代理)について・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について(3) 出場では、「学校いじめ防止基本方針(案)」の改定について(2) 日本遺産認定に向けた取組について(3) 社会教育施設における臨時開館の試行について(4) 中央図書館の開館時間拡充(試行)について

			審議内容
発	言	者	発言要旨
			《開会》
教	育	長	ただいまから、平成29年5月定例教育委員会会議を開会いたします。
			《会議録署名委員》
教	育	長	本日の会議録署名委員は,滝山委員,近藤委員を指名します。
			《 前回会議録 》
教	育	長	開催)及び平成29年4月定例教育委員会会議(平成29年4月21日開催)の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということ
各	委	員	
教	育	長	「異議なし。」と認め、平成29年3月定例教育委員会会議及び平成29年4月 定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。
			《審議事項》
教	育	長	
			議案第2号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命について」,議案第3号「旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選考委員会委員の委嘱について」,報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(2)「日本遺産認定に向けた取組について」ですが,その性質上,地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが,いかがですか。
各 教	委 育	員長	異議ありません。
- X	Ħ	K	の任命について」, 議案第3号「旭川市大雪クリスタルホール利用者等対
			応業務選考委員会委員の委嘱について」,報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(2)「日本遺産
			認定に向けた取組について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。
			議案第1号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の 採択事務について」,説明願います。
田上	学校教育部	次長	まず採択方針ですが、前回の平成27年度の中学校用教科用図書と同様の内容とし、「1 日本国憲法及び教育基本法の精神を遵守する。」、「2
			学習指導要領の趣旨を踏まえて行う。」,「3 本市を中心とする地域性並びに児童の実態,生活経験及び興味・関心などに配慮して行う。」といた
			したいと思います。 次に、諮問内容ですが、採択方針を踏まえ、「平成28年度に新たに文部科学大臣の検定を経た特別の教科道徳の教科用図書を調査研究し、教育委員会に答申すること」とし、諮問書は議案第1号資料のとおりで、別紙様式1及び別紙様式2を添えて答申するよう諮問いたします。

最後に、採択結果等の公表ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則では、採択した教科用図書の種類、理由、研究のために作成した資料を公表するよう努めることと明記されており、また、文部科学省及び北海道教育庁からも、採択結果や理由など採択に関する情報について、積極的な公表に努めるよう通知されていることから、前回の平成27年度と同様に、採択結果及び採択理由のほか、採択方針、調査委員会からの答申書、教育委員会及び調査委員会会議録、調査委員会の委員名についても、採択終了後に本市のホームページで公表する考えでございます。

これら以外の資料等については、旭川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合に、採択終了後において公開いたします。

教 育 長

議案第1号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の 採択事務について」、御意見、御質問等はありますか。

滝 山 委 貞

最終的には、調査委員会の意見を聞いて決定するのですよね。調査委員会は優劣を付けないで、ただ講評するだけですよね。 そうです。

田上学校教育部次長 滝 山 委 員 田上学校教育部次長

それは8月くらいになるのですか。

日程的には、教育委員の皆様に御審議いただいた後、第1回の調査委員会は6月8日を予定しており、そこから大体1か月ほどかかります。

教 育 長 田上学校教育部次長

6月8日から1か月ほどですか。

スケジュール的には、6月8日から7月6日又は11日頃を予定しています。その後、定例教育委員会会議が7月18日の週に予定されていますので、それが1回目と、2回目が8月10日に予定されていますので、その2回で採択できればと思っておりますが、時間がかかるようでしたら、臨時会を開催するということになります。

滝 山 委 員田上学校教育部次長

4者ずつやっていくのですか。

前回は、12分科会あったので、報告を3回の教育委員会会議に分けて行ったため、全部で5回の教育委員会会議を開催させていただきましたが、今回は1教科で、小委員会を設けずに行いますので、1回の報告になります。

杉山委員

教科書を採択するのは全く初めてのことですから、どういう流れで行われるのかよく分からないのですけれども、まず、この後の議案で調査委員会の委員が決定すると、その方たちが約1か月かけて教科書についての議論をする、そして、今滝山委員からお話のあったように、優劣は付けず、教科書それぞれの特徴や、良いところ悪いところなどをそれぞれの委員から出してもらって答申を受けるということになりますね。教育委員も教科書を読みますけれども、短期間の間に、調査委員の方たちと同じように内容を読んで、使用上の配慮だとか指導上の配慮そのほか、良い点悪い点、甲乙などを考える作業をするわけですよね。

教育長杉山委員

様式はないので、頭の中で自分なりにまとめることになります。

その中で、大差ないという結論になるのか、もしくはこの教科書が良い というような意見を読む中で、自分の考え方を形成していくという作業に なるのですね。

田上学校教育部次長 杉 山 委 員 田上学校教育部次長 そうです。

答申を受けたときには説明が1回あるのですよね。

はい。7月の定例教育委員会会議において、委員長が報告を行い、そのときに質疑を1回行います。また、まだ届いていないためお届けできていないのですが、北海道教育委員会の採択基準、それから、学習指導要領、北海道教育委員会の採択参考資料など、北海道教育委員会でも調査研究しておりますので、とても厚いのですが、届き次第お渡ししたいと思います。

滝 山 委 員田上学校教育部次長

道徳の授業は一週間に1回ですか。 そうです。 滝 山 委 員┃

1者だけ読みましたが、ストーリーがたくさんありますよね。あれを1 日1回読むのかなと思いますが、それを2回に分けて噛み砕いていくのと どちらが良いのかは微妙なところですよね。

田上学校教育部次長

教科書見本本が今回12セット来ています。教育委員用が5セット,調査委員用が5セット,図書館に2セットありますが,大体35くらいの項目に分けている教科書が多いと思います。

滝 山 委 員山川学校教育部次長滝 山 委 員田上学校教育部次長滝 山 委 員

たくさんストーリーがあるので,こんなにできるのかなと思いました。 一つの話について1時間というのが基本になります。

それか掘り下げていくのが良いのかという感じがしますよね。

35項目も載っていない教科書も何冊かあります。

まとめのノートが付いている付いていないというのもありますよね。

本 田 委 員

内容項目自体は35項目あるわけではありません。一つの項目で1題材というのがあって、それを複数時間かけてという可能性もあります。道徳的行為に関する体験的な学習ということが今回言われているため、そういう類いの時間に充てる場合もあるので、教科書全てが35項目入っていないと思います。

滝 山 委 員本 田 委 員

入っていないのもあるのですね。

内容項目は低学年が19,中学年が20,高学年が22なので、それよりは少ない、それでも多いのですけれども、一つの項目に1題材あれば19や20,22になります。それを調査研究します。

教 育 長

他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、議案第1号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

 各
 委
 員

 教
 育
 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「平成30年度から使用する旭川市 立小学校用教科用図書の採択事務について」は、原案どおり決定します。

次に、報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」、報告願います。

前田学校教育部次長

本件は、平成29年度旭川市一般会計補正予算について、平成29年第2回臨時市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

学校施設大規模改造費(小学校),補正額960万円につきましては, 労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレス ライド条項を適用し、平成28・29年度の2か年工事としている永山小 学校大規模改造工事契約の契約額を見直し、適正な請負代金に変更しよう とするものでございます。

以上の補正につきまして、5月16日開会の平成29年第2回臨時市議会に提案したものでございます。

教 育 長

報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」、 御意見、御質問等はありますか。

インフレスライドということで,簡単に言うと労務単価などによるものですよね。

前田学校教育部次長

基準日から、残工事の期間が2か月以上ある場合が対象でして、今回、 平成29年3月1日から労務単価が上昇することを受け、翌日の3月2日 を基準日といたしまして、今回の工事期間が6月30日までということで、 対象となりました。

教 育 長

他に御意見,御質問等はありますか。

各 委 員

教 育 長

ありません。

それでは、報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正(臨時代理) について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

各 委 員 教 育 長 異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正 (臨時代理)について」は、報告のとおり了承します。

次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告願います。

林上学校教育部次長

平成29年4月4日付けから平成29年5月8日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。

主なものといたしましては、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が6名、非常勤嘱託職員が19名となっております。

教育.

報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

ありません。

教育長

それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。 異議ありません。

 各
 委
 員

 教
 育
 長

「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の 人事異動(臨時代理)について」は、報告のとおり了承します。

《報告事項》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)「「学校いじめ防止基本方針(案)」の改定について」,報 告願います。

山川学校教育部次長

最初に、この度改定することとなった経緯についてです。平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法では、「学校は、その実情に応じ、「当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」(以下、「学校基本方針」)を定めるもの」となっています。そのため、教育委員会では、法や、同年10月に示された「国の基本方針」を等を参酌し、本市における「学校基本方針(案)」を作成し、各学校の策定の指針として、平成26年2月に全小中学校に配付しました。各学校では、法や「国の基本方針」及び「学校基本方針(案)」を参考に、学校や児童生徒の実情に応じ、市内全ての小中学校において、平成26年4月までに「学校基本方針」を策定し、児童生徒や保護者等に公表・説明をしております。

しかしながら、同法附則第2条「法律の施行後3年を目途として、施行 状況等を勘案し、検討を加えることとする」ことを受け、本年3月に改定 された「国の基本方針」及び新たに示された「いじめの重大事態の調査に 関するガイドライン」に基づき、従来の「学校基本方針」を改定すること が必要となったことから、前回同様、教育委員会において「学校基本方針 (案)」を作成し、本年5月11日付けで各学校に通知したところです。

次に、改定した主な内容について御説明いたします。報告事項(1)資料1「学校いじめ防止基本方針(案)」ですが、目次は全体の構成を改定された「国の基本方針」の項立てと合わせました。また、前回は別紙資料だった「早期発見・事案対処マニュアル」と「学校いじめ防止プログラム」については、改定された「国の基本方針」において、各学校が策定するよう新たに示されたことから、「いじめ発見・見守りチェックシート」及び

「主な相談窓口」とともに、構成に位置付けました。

次に,「はじめに」では,いじめが児童生徒の成長や人格の形成に重大な影響を与えること,いじめの問題が人間関係のもつれに起因しているため,学校と保護者等がより良い関係を築き,心が通い合う教育の充実を図ることなどを記載しました。

「I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」では、 法が定める「いじめの定義」を新たに記載いたしました。基本的な考え方 として、学校や教職員の責務に加え、保護者の責務について、「(2) いじ めの早期発見」に、「いじめを軽視することなく、積極的に認知する」こ とについて新たに記載しました。

「Ⅱ いじめ防止等のための対策の内容に関する事項」の「2 いじめ防止等の対策のための組織の設置」及び「(2) いじめ対策組織」では、当該学校の複数の教職員を中核とした常設の対策組織のほか、「国の基本方針」に示された「各学校の年間計画作成や取組の実施等に児童生徒の代表や保護者の代表、地域住民などを加えること」を受け、児童会や生徒会の役員やPTA役員、地域住民の代表として学校評議員を加えることを、また、同方針の「いじめの対処等については、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等を加えることと記載いたしました。

各学校は、自校の実情やいじめの事案等に応じ、常設の組織を含め対策 組織に外部の専門家等を加え、組織整備を図るよう、組織図に具体例を新 たに示しました。

「3 いじめの防止等に関する措置」については、新たに(1)③イ)に教職員の指導上の注意について記載しました。(1)⑤ウ)では、当該児童生徒以外の児童生徒が傍観者とならないように、また、(3)②では、いじめられた児童生徒と保護者への支援を、③では、いじめた児童生徒への指導と保護者への助言を記載しました。(4)いじめの解消では、「国の基本方針」に新たに示された、解消の二つの要件、①ア)いじめの行為が止んでいる状態が、目安とされた3か月継続していること及び①イ)本人及び保護者の面談において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることを記載しました。

「早期発見・事案対処マニュアル」は、いじめの防止のための措置について、1枚にマニュアル化したもので、各学校が自校の実情に応じて作成するものです。

「いじめ発見・見守りチェックシート」は、「3 (2) 早期発見のための措置」及び「3 (3) いじめに対する措置」、「3 (4) いじめの解消」について、教職員が同じ目線で組織的に取り組むことができるよう、各学校が実情に応じ作成するものです。

「主な相談窓口」は、公的機関で行っているものを記載しております。

「Ⅲ その他の留意事項」には、学校評価におけるいじめの取組の点検・評価やいじめ問題に関する校内研修の充実について新たに記載しました。

「IV 重大事態への対処」には、重大事態の定義及び学校が調査主体の場合の重大事態対応フロー図を記載しました。

「V 学校いじめ防止プログラム」は、年間計画の例を示しており、昨年度から取り組んでいる「生活・学習Act サミット」を各学校の取組に位置付けるなど、各学校の実情に応じ、作成するものです。

別紙参考として、保護者向けのいじめの発見・観察ポイントを掲載しました。

内容の説明は以上ですが、今後、各学校では、法や「国の基本方針」等及び本市の「学校基本方針(案)」を参考にして、自校の「学校基本方針」を策定し、児童生徒及び保護者に説明を行うとともに、学校ホームページで公開するよう通知をしています。

また、各学校で策定した「学校基本方針」は、6月末を目途に教育委員会に提出し、その内容について確認・指導することとしております。

続いて、この度の「学校基本方針」の改定に関連するものとして、各学校に配付した報告事項(1)資料2、資料3及び資料4について報告いたします。

まず、資料2、資料3です。同法では、「児童等は、いじめを行ってはならない」と明記されており、「国の基本方針」においては、「いじめは許されない行為であり、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない」、「学校基本方針」や「学校いじめ対策組織」については、児童生徒に説明しなければいけないことが示されています。

そのため、教育委員会では、いじめの防止等については、児童生徒にいじめの問題について、自分のこととして捉え、いじめをしない・させない・許さない心を育むことが大切だと考えており、「学校基本方針(案)」の作成に合わせ、新たに資料2、資料3にあります児童生徒用学校いじめ防止基本方針「いじめのない笑顔あふれる学校を(案)」を作成し、5月16日付けで各学校に発出したところです。

内容ですが、「児童等は、いじめを行ってはならない」と法で定められていることや、いじめの定義や具体的ないじめの例、いじめのない学校づくりのためにどのようなことに心がけるか等や、いじめが起きた際どのようにしたらよいか、解決に向け学校は組織的にどのように対応するのかを示した、児童生徒版「早期発見・対処マニュアル」、また、各学校の児童会や生徒会の取組等を記載した「学校いじめ防止プログラム」や、いじめを受けたり聞いたりした時の学校以外の相談窓口を掲載しています。この「児童生徒用学校基本方針」は、資料2の小学校低学年・中学年用と資料3の小学校高学年・中学生用の2分冊とし、漢字にルビを振るなど、ユニバーサルデザインの視点で作成しています。

内容の説明は以上ですが、各学校には、いじめは本来、児童生徒の心の問題に起因していることを踏まえ、児童生徒一人一人がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、判断し、行動するための指針として、自校の児童生徒の実態やいじめ問題に対する取組などを踏まえ、児童会や生徒会の活動を通して内容を検討し、各学校で自校版「児童生徒用学校基本方針」を作成するとともに、全児童生徒に配付し、道徳や学級活動等において、指導を行うよう通知をしています。

これらの児童生徒用資料は、リーフレット等を作成し、配付している自治体もございますが、この度作成したこの方針は、全国的にもあまり例がないところでございます。今後は、昨年開催の「生活・学習Actサミット」をはじめとする、「いじめなどの問題についても、児童生徒自ら考え、主体的に行動し、解決する」取組の基盤として、各学校に根付かせ、本市のいじめ防止等の特色ある取組の中核として、成熟させていきたいと考えております。

最後に、資料4の「ケアシート」について説明します。「国の基本方針」では、「対策組織において、いじめが解消に至るまで、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容や教職員の役割分担を含む対処プランなどを策定し、確実に実行する」ことが示されました。加えて、いじめの解消では、先ほど説明したとおり、少なくとも3か月以上、いじめの行為が止んでいること等が要件として示されました。

それらのことを踏まえ、教育委員会では、新たに「ケアシート」を作成 し、5月16日付けで各学校に配付しました。

本シートは、いじめが発生した直後から解消までの期間について、学校が見通しを持ち、適切に被害児童生徒や保護者に対処したり、見守りや支援を行うなど、計画的・組織的に対処等を継続して行うことが必要と考え、作成したものです。

本シートでは、被害児童生徒のケアについて、発生段階から終息までを 時系列で、3段階のレベルに分け、そのレベルに応じたケア計画を学校が 作成したり、対応の記録として活用するなど、教職員が情報を共有し、組 織的に取り組む際の支援ツールとして配付したものです。

最後になりますが、「学校基本方針(案)」と「児童生徒用学校基本方針」 は、本日の報告の後、市のホームページに掲載してまいります。

また、ケアシートを含め、「学校基本方針(案)」などは、校長会議や教頭研修会、各種教員研修会や学校訪問等を通じ、作成の趣旨や内容、活用方法等について、改めて指導し、各学校のいじめの問題の取組や対応等が一層充実するよう、教育委員会として、今後も学校や家庭などの支援に努めてまいります。

教 育 長

報告事項(1)「「学校いじめ防止基本方針(案)」の改定について」,御 意見,御質問等はありますか。

滝 山 委 員

「いじめのない笑顔あふれる学校を」の小学校低学年・中学年用のいじめの定義について、「「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等」というように書いてあるが、小学校2年生や3年生に分かるとは思えません。これはもう少し柔らかくした方が良いと思います。高学年と低学年で変えるとか、恐らく小学校5年生でも分かるか分からないかくらいだと思います。法律なのでそのままなのだとは思いますが、もう少し噛み砕いて書いた方が良いのではないですか。検討したところだったのですけれども、法律なのでそのまま載せたところですが、御意見について検討いたします。

山川学校教育部次長

下のところを見ると噛み砕いて書かれていますよね。

教 育 長杉 山 委員

一生懸命作っていただいたところ申し訳ないのですけれども,小学校低・中学年と中学生用の中身を見比べてみたら,ほとんど同じですよね。法律が国のきまりになっていたりはしますが,そうであればあえて二つ作る必要性があるのかなと感じます。

教 育 長 本 田 委 員

できる範囲で多少表現を変えているという感じですよね。

各学校にこれが下りた時に, 各学校の状況や児童の状況に応じた冊子を 改めて作るというのが原則なので、これがそのまま子どもの目に触れると いうことではないと考えます。各学校が自校意識を持ってこれを見たとき に、その学校でより増幅して、膨らますところ、ここは削るという判断は 各学校に委ねて良いのかなと思います。しかし、抜けてはいけない内容と いうのは市教委が示しているわけですから、それを各学校の状況に応じて 活用していただくことになるのだと思います。これがもし,各学校からこ のまま出てくるのだとしたら、研究されたのかとか、自分の学校の状況に 応じてこれを作ったのかという、逆に教育委員会からの質問になるのでは ないかと思われるので、各学校においては、校長をリーダーとして、自校 の実態を踏まえてもう少し柔らかくしようとか、膨らまして書こうという ことがあって良いと思います。しかし、最低限のガイドラインとしてこれ が必要だということを載せてあるはずなので、言葉の言い回しだとか、例 えば、「はじめに」というのは学校長の最初の鑑文で足りるということで もあるのですが、これがないと、それすら付けないでこのまま流されると、 逆に言うと,せっかく作っても,実効性のないものになるので,それぞれ の学校にそこのところを指導していただくことが何より大切かなと思いま す。私もこれを見たときに、2分冊でどこが違うのかなと思いましたが、 工夫がされているのだなと思いました。しかし、これを考えるべきは、各 学校のいじめ防止の方針になるはずですから,それに応じて作っていただ ければ,できることなら全市の分が集まって綴じられたものを見たときに, それぞれの学校で危機感を持ってこういうものを作っているのだなという 成果を見たいものだなと思うし、これが使われなくても、いじめが防げて いけることが何よりかなと思います。

また、このケアシートというのは、組織づくりから、それからそこで何をやっていくかという、報連相プラス記録化という意味では非常に有効に働いてくれたら有り難いなと思います。そういうことを、校長会、教頭会などあるいは教員研修の場を通して、是非広めていっていただくことが実効性ある資料になると思います。

杉山委員が指摘された、2分冊で何が違うのかという御意見については、 そもそも子どもに理解できないものを与えて、作りましたでは実効性とい う点で課題があると考えるので、小学校の低学年にあってはこういう言葉 遣い、あるいはこうしていくというのは各学校で研究されると有り難いな と思います。ガイドラインとしては、私はこれかなと思います。

こういう冊子として作ったのは今回が初めてですか。

そうです。児童生徒用は、これまではなかったものになります。

これは今学期中に学校にいって,各学校で子どもたちに配られるようなものになる予定なのでしょうか。

山川学校教育部次長

山川学校教育部次長

近 藤 委

はい。学校が、これを例えば児童会や生徒会の子どもたちともう一度検 討して、今お話にあったように、各学校バージョンにして、それを全児童 生徒に配付して、各学級でそれぞれ指導いただきたいと考えています。

近藤委員

では、そのうち、うちの子どもが持って帰ってくるのを楽しみに待って みたいと思います。

教 育 長 本 田 委 員 多分、その学校版のものを持って帰ってくると思います。

と本当に実効性のあるものになるのかなと思ったところです。

加えて、この「学校基本方針(案)」について、各学校に発出したことから、自校版が作られるということですし、内容的に見ると、付加された内容があるので、その改定された内容について各学校が研修をしていただいて、「あってはならないこと」という意識を全教職員が持っていただくことが何よりの務めかなと思います。やはり各学校の状況や児童生徒の状況に応じることがまず大事なので、各学校の状況に応じたもので作られる

教 育 長 本 田 委 員

児童生徒の主体性を大事にして、この案を作ったということですよね。

ただ、滝山委員が言われたように、低学年にそれを聞いたところで、言葉はよく分かっていないわけで、もっと図に表したり、あるいはイラスト風にしてみたりという工夫こそ学校で行われて、子ども一人一人に落とす努力が必要ではないかなと思います。それが、先ほど山川学校教育部次長がおっしゃったように道徳の時間であったり、特別活動の時間に活用されて、子どもに定着させていただくことが何よりではないかなと思います。作ったことで終末を迎えてはいけない、これを働かすことが大事だということを各学校に指導していただけたら有り難いと思います。

教 育 長

教育委員会がこれを作ったという意図を,各学校に示して,効果的なものにしていきたいと思います。

他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、報告事項(1)「「学校いじめ防止基本方針(案)」の改定について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」、 報告願います。

松田社会教育部次長

観光客等への利便性を図るため、彫刻美術館ステーションギャラリー及び井上靖記念館における夏季の月曜日開館の試行実施につきましては、6月から9月までの4か月間、休館日の月曜日を臨時に開館するもので、今年度で6年目となるものでございます。なお、このことについては、ホームページやチラシ等で市民の皆様への広報を予定しております。

中央図書館長

児童生徒の読書活動や学習活動を支援するため、平成26年度から取り組んでまいりました、市内小・中学校の夏・冬休み期間中の中央図書館の月曜日臨時開館を平成29年度も継続して試行実施いたします。本年度の

臨時月曜開館は、夏休みに3日、冬休みに3日を予定しており、利用時間 は後ほど御報告します7月からの中央図書館の開館時間の変更(試行)に 伴い、午前9時30分から午後6時までとなります。

本年度も正職員・嘱託職員の時間外対応により貸出・返却や相談業務に 当たるとともに、主に小学生向けのおたのしみ行事を開催して利用の促進 を図ってまいります。また、広報活動を拡大するなど、子どもたちはもと より大人の来館も増加するようにいろいろ工夫をして取り組んでまいりた いと考えているところでございます。

教 育

報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」, 御意 見,御質問等はありますか。

各 委 昌 ありません。

教 育 長

それでは、報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行につ いて」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(4)「中央図書館の開館時間拡充(試行)について」、 報告願います。

中央図書館長

市民の利便性向上を目的に、平成29年7月1日(土)から中央図書館 で試行的に開館時間を拡充し、利用時間を朝はこれまでより30分早め、 毎日午前9時30分に開館いたします。また、火曜日・金曜日は1時間延 長して午後7時の閉館、水曜日・木曜日は1時間短縮して同じく午後7時 の閉館といたします。土曜日・日曜日・祝日及び夏・冬休み期間の月曜開 館日についても1時間延長して午後6時閉館といたします。なお、この開 館時間の変更は中央図書館のみであり、これまで水曜日・木曜日は午後8 時まで中央図書館のみ開館しておりましたが、閉館時間を1時間早めるこ ととなりますことから、市民の皆様への丁寧な開館時間変更の御案内を実 施してまいります。

この試行に伴い,中央図書館に勤務する職員の勤務時間についても,臨 時的に変更し、勤務シフトに無理がないかなど、検討を進めてまいります。

教 育 長

報告事項(4)「中央図書館の開館時間拡充(試行)について」, 御意見, 御質問等はありますか。

開館時間が延びるのは良いですが、8時を7時に変更する部分は丁寧な 説明が必要ですね。

社会教育部長

はい。丁寧に説明していかなくてはいけないなと思います。曜日によっ て時間の伸び縮みがある部分については、逆に市民の方から、いつ延長し ているのかという問合せがあったものですから、不親切だということもあ り、統一させていただきたいと思っております。

育 社会教育部長 10時を9時30分に早めた理由は何でしたか。

議会等でも質問がありまして、最近は朝早くから活動されている方もい るという話もありますので、勤務シフト等の関係もありますが、何とか30 分だけなら早められるかなということがありまして, 今回試行という形に したものでございます。

教 育 長

他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 員 ありません。

長 それでは、報告事項(4)「中央図書館の開館時間拡充(試行)につい 教 育 て」は、報告を受けたこととします。

《その他》

長 教 育 委 員

他に,何かありますか。

ありません。

ありません。

事務局職員 教 育 長

ここからは、秘密会といたしますので、傍聴の方は御退席願います。

(傍聴者退席)
《秘密会》
【以下,非公開】